

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 4 月 28 日 (木曜日)

定期 第 304 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ		
○告示		建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止 (県土整備・建築指導課)	253
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	251	○監査委員公表	
河川区域の変更 (県土整備・河港課)	251	監査の結果に関する報告について	253
河川保全区域の変更 (県土整備・河港課)	251	○公告	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂 災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規 定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	251	神奈川県土地利用基本計画の変更の要旨 (政策・土地 水資源対策課)	254
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒 区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災 害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	252	宅地建物取引業法による処分に係る聴聞 (県土整備・ 建設業課)	255
建築基準法による道路の位置の変更 (県土整備・建築 指導課)	252	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	255
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	255
		○入札公告	
		落札者等の公告 (政策・総務室)	255

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第205号
救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。
令和 4 年 4 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人すこやか高田中央病院の項を削り、同表に次のように加える。

医療法人すこやか高田中央病院	横浜市港北区高田西2-6の5	令和 4 年 4 月 28 日から 令和 7 年 4 月 27 日まで
----------------	----------------	--

神奈川県告示第206号
河川法 (昭和39年法律第167号) 第 6 条第 1 項第 3 号の規定により指定した一級河川相模川水系相模川に係る河川区域の一部を次の図に示すとおり変更し、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

神奈川県告示第208号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。
令和 4 年 4 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
-----------------	---------------------

令和 4 年 4 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県厚木土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第207号
河川法 (昭和39年法律第167号) 第54条第 1 項の規定により指定した一級河川相模川水系相模川に係る河川保全区域の一部を次の図に示すとおり変更し、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。
令和 4 年 4 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県厚木土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

この公報は再生紙を使用しています

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽沢町 2	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 2	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上野町 3 丁目 2	横浜市中区上野町 3 丁目、上野町 4 丁目、千代崎町 1 丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上野町 3 丁目 2	横浜市中区上野町 3 丁目、上野町 4 丁目、千代崎町 1 丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤塚町 2	横浜市保土ヶ谷区藤塚町及び初音ヶ丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤塚町 2	横浜市保土ヶ谷区藤塚町及び初音ヶ丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
篠原西町 2	横浜市港北区篠原西町及び篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	篠原西町 2	横浜市港北区篠原西町及び篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
恩田町 2	横浜市青葉区恩田町及び桂台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	恩田町 2	横浜市青葉区恩田町及び桂台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池辺町 14	横浜市都筑区池辺町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	池辺町 14	横浜市都筑区池辺町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
秋葉町 4	横浜市戸塚区秋葉町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	秋葉町 4	横浜市戸塚区秋葉町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年4月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽沢町 2	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 2	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上野町 3 丁目 2	横浜市中区上野町 3 丁目、上野町 4 丁目、千代崎町 1 丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上野町 3 丁目 2	横浜市中区上野町 3 丁目、上野町 4 丁目、千代崎町 1 丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤塚町 2	横浜市保土ヶ谷区藤塚町及び初音ヶ丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤塚町 2	横浜市保土ヶ谷区藤塚町及び初音ヶ丘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
篠原西町 2	横浜市港北区篠原西町及び篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	篠原西町 2	横浜市港北区篠原西町及び篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
恩田町 2	横浜市青葉区恩田町及び桂台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	恩田町 2	横浜市青葉区恩田町及び桂台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
秋葉町 4	横浜市戸塚区秋葉町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	秋葉町 4	横浜市戸塚区秋葉町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第210号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和52年3月30日厚建第15-18号で指定した道路の位置を次のとおり変更した。

なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和4年4月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更年月日	変更番号	変更した道路の位置	延長	幅員
令和4年3月30日	第R03指道東セ00007号	(変更前の道路の位置) 海老名市中野字月ノ浦587の2	メートル 30.00	メートル 4.00
		(変更後の道路の位置) 海老名市中野字月之浦587の1ほか1筆及び587の12の一部	33.09	4.20

神奈川県告示第211号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、令和4年3月30日第R03指道東セ00007号で位置の指定をした道路の一部を次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和4年4月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和4年3月31日	第R03指道東セ00008号	海老名市中野字月之浦587の1ほか1筆	メートル 30.13	メートル 4.20

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第14号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月28日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 嶋 村 た だ し
同 てらさき 雄 介

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所及び出先機関1か所

第5 監査実施日

令和3年11月12日から令和4年3月1日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関1か所において、令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

(1) 予算執行の適否

(2) 収入の適否

- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分 of 適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、令和 3 年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して警備業務委託契約に係る支払状況を確認する必要があると認められた出先機関 1 か所において、当該支払状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の 2 か所のうち、これまで令和 2 年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった 1 か所において、1 の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第 7 監査の結果

監査の結果、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した本庁機関 1 か所並びに臨時財務監査を実施した出先機関 1 か所において不適切事項が 6 件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 産業労働局

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和 3 年11月12日（令和 3 年 9 月 9 日職員調査）	1 予算の執行において、受講用端末ほか購入契約（契約額 37,899,950円）の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を減額して支払うことにより処理していた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 若手商業者連携促進事業に係るコーディネーターへの謝礼金（1名分50,000円）の支払が履行確認後 3 月を超えて遅れていた。 (2) 令和 3 年 3 月分のさがみロボット産業特区プレ実証フィールドのインターネット利用料1,408円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 自動販売機設置場所貸借契約（契約総額220,000円、契約期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第 33 条第 1 項で定められた率である年 2.7%とすべきところ、年 2.6%としていた。その結果、貸付料の納付遅延に伴う違約金の調定に当たり、違約金の率を誤り、1 件、6 円が徴収不足であった。 (2) 業務用参考図書の購入（59,400円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

2 企業庁

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和 4 年 3 月 1 日（令和 3 年 11 月12日職員調査）	契約事務において、谷ヶ原浄水場警備業務委託契約（契約額 15,523,200円、契約期間：令和 2 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで）に基づき行われた令和 2 年10月30日の警備業務について、仕様書で定める実務経験 3 年以上の警備員による業務の履行がなされおらず、契約の目的を達していないにもかかわらず、同日分の委託料として17,600円を支払っていた。

公 告

神奈川県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法第 9 条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を公表します。

令和 4 年 4 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 変更の内容

神奈川県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更 1
か所

変更した 地域区分	変更した地域が 所在する市町村	拡大又は 縮小の別	変更部分 の面積
森林地域	横須賀市	縮小	1 ha

2 変更年月日

令和 4 年 4 月20日

次のとおり公開による聴聞を行いますので、宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 聴聞の期日 令和 4 年 5 月16日(月)
- 2 聴聞の場所 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24の 2 かながわ県民センター 4 階 経営事項審査室
- 3 被聴聞者の商号若しくは名称又は氏名及び免許番号又は登録番号並びに聴聞開始時刻

被 聴 聞 者		聴聞開始時刻
商号若しくは 名称又は氏名	免許番号又は 登録番号	
株式会社エストラスト	神奈川県知事(2) 第28462号	午後 2 時

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月28日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸 二 郎

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町宮山1, 843の 7 ほか 3 筆
開発区域の面積	413. 77平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町宮山2, 059
開発許可を受けた者の氏名	三島 実花 三島 祥
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 2 月 3 日 神奈川県指令平土第610060号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月28日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南 3-3, 357の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	592. 80平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市港北区高田東 1-17の14
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ホームセンター 代表取締役 根岸 浩
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年12月17日 神奈川県指令厚土東第610068号

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 4 年 4 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)令和 4 年度「県のたより」新聞折り込み業務 (2)神奈川県政策局総務室 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 3 月23日 (4)株式会社朝日広告社 東京都中央区銀座 7-16の12 (5)77, 204, 325円 (6)一般競争入札 (7)令和 4 年 2 月 8 日